

当総務委員会に付託された案件については、12月12日、午前9時30分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第70号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

赤レンガ建物整備事業について、入札不調による計画の見直しでグラウト挿入量のロス率が1.8から1.2へと最小限に見込まれ当初契約が行われたが、今回の変更契約により再び1.8となっている。それぞれの根拠は何か。とに対し、

当初契約については、入札不調ののち計画の見直しを行い、もっとも合理的に工事が施工可能であると想定されたロス率1.2と見込みましたが、工事が進む中で着工前に想定された以上のグラウトの挿入が必要であると判明したためロス率を1.8へと引き上げました。とのこと。

アスベストの撤去、屋根の下地の腐食については、着工前の段階である程度予測できたことではないのか。とに対し、

建物全体におけるアスベスト調査は実施しておりましたが、今回判明したアスベストについては設備における配管等に使用されたものであり、着工前に把握するためには多額な費用を要する調査が必要であったため、実施していませんでした。また、屋根の下地の腐食については、目視による調査のみであったため着工前に把握することができませんでした。とのこと。

放置自転車等対策事業について、現在名鉄半田口駅において歩道にあふれている自転車全ての収容が可能であるのか。とに対し、

現在、常時約70台ほどの自転車が歩道に置かれていますが、新たな駐輪場については約100台分の収容スペースがあり、歩道上に置かれている状況は解消できると考えております。とのこと。

新たな駐輪場はいつから使用が可能となるか。とに対し、

議決後、速やかに土地の売買契約を締結し、その後に舗装工事等を実施し、

今年度末から使用が可能となるよう進めてまいります。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第76号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第78号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

掲示場所を市内14箇所から市役所の一か所とすることによりどのような事務効率に繋がるのか。とに対し、

職員が市内14箇所を回って掲示していたものが、市役所一か所となることから時間削減ができることや、資料の掲示枚数節減にも繋がります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第79号、及び議案第86号については、一括議題とし、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

機構改革によって、市民の方にとり、どこの課でどのような業務を行っているのかが分かりやすい組織体系になるのか。とに対し、

例えば、現在子育て支援課が所管しているちびっこ広場や児童遊園の管理を都市計画課に移管し、公園整備と一体的に所管したり、生涯学習課が所管している放課後子ども教室事務を子育て支援課に移管し、学童保育と一体的に所管するなど、市民の方に分かりやすい組織再編をします。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第79号について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第86号について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第80号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第81号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第82号、議案第83号、議案第84号、及び議案第85号については、一括議題とし、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、まず議案第82号について、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続いて、議案第83号について、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続いて、議案第84号について、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続いて、議案第85号について、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第92号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

災害出動手当の4千5百円の根拠は何か。また、残火処理のみの従事でも災害出動として扱われるのか。とに対し、

平成24年、平成25年の建物火災件数56件における発災から鎮火報告までの平均時間から活動時間を算出し、消防団員の平均年齢における消防署員の超過勤務手当、及び火災出動時の危険手当等から算出しました。また、残火処理は消防団の消火活動として大きなウェイトを占めることもあるため、災害出動として扱います。とのこと。

本部の部長と班長を2名ずつ増やす根拠は何か。とに対し、

団本部の意向を受け、様々なイベントや活性化委員会、後援会等の事務に対応するためのものであります。とのこと。

1車両当たりの団員数を18名から15名に引き下げた理由は何か。また、定数に捉われず、実数で管理すればよいのではないのか。とに対し、

現在の活動実績に合わせて見直しを行い、原則として1車両当たり15名としました。また、退職報奨金や公務災害補償の掛け金等を条例上の定数を基に算出しているため、実数ではなく定員数により管理し、適切な金額を支出したいとするものです。とのこと。

定員以上に入団の希望がある場合には、どうするのか。とに対し、

新たに団本部に団員の枠を設けますので、定員以上に希望者がある場合には、団本部付けの団員として採用をし、地域で活動をしていただくこととなります。とのことでした。

その後、継続して慎重審査する必要があるとの意見が出されたため、討論を省略し、継続審査とすることについて挙手により諮った結果、賛成少数をもって否決されました。

次に、1名退席ののち、原案について挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第93号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第94号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第96号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、請願第5号につきましては、提出者から請願の趣旨について説明の後、主な意見として、賛成の立場から、河野談話によって慰安婦への旧日本軍の関与が認められていることから、負の遺産を引き継がず、過去としっかり向き合うことが必要である。との意見が出されました。

以上の意見の後、討論を省略し、挙手により採決した結果、挙手少数により本請願は不採択とすることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。